



埼玉県報

第380号
令和5年(2023年)
1月20日
金曜日

目次

告示

- 石油ストーブ（南部地区）に関する落札者等の公示（入札課）
- 石油ストーブ（西部・北部地区）に関する落札者等の公示（入札課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 和光都市計画事業越後山土地区画整理事業の事業計画変更（第5回）の認可（市街地整備課）
- 川口都市計画公園の変更に係る図書の写しの縦覧（公園スタジアム課）
- 宅地建物取引業者の聴聞の中止（建築安全課）
- 県道川越越生線の区域の変更（川越県土整備事務所）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）
- 群馬県、千葉県、東京都の漁場計画に係る公聴会の開催（内水面漁場管理委員会）

告 示

埼玉県告示第四十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和五年一月二十日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
石油ストーブ（南部地区） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県教育局教育総務部財務課 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
令和4年12月21日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社栗原商店 埼玉県川口市栄町1丁目10番22号
- 5 落札金額
10,065,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和4年10月28日

告 示

埼玉県告示第四十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和五年一月二十日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
石油ストーブ（西部・北部地区） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県教育局教育総務部財務課 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
令和4年12月21日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社栗原商店 埼玉県川口市栄町1丁目10番22号
- 5 落札金額
9,306,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和4年10月28日

告示

埼玉県告示第四十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年一月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン蕨

埼玉県蕨市塚越五丁目百二十番地一外

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 三三〇台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 一九一台

ハ 変更年月日

令和五年九月十二日

ニ 届出年月日

令和五年一月十一日

二 縦覧期間

令和五年一月二十日から令和五年五月二十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年一月二十日から令和五年五月二十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第四十七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定により公告する。

令和五年一月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 組合の名称

和光市越後山土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成十七年八月二十六日から令和九年三月三十一日まで

三 施行地区

埼玉県和光市南一丁目の一部

四 事務所の所在地

埼玉県和光市南一丁目二十番三十四号

五 設立認可の年月日

平成十七年八月二十六日

六 変更認可の年月日

令和五年一月二十日

告 示

埼玉県告示第四十八号

川口市から川口市計画公園の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部公園スタジアム課において縦覧に供する。

令和五年一月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第四十九号

令和五年一月十日付け埼玉県告示第二十六号で告示した宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十九条第一項の規定に基づく聴聞は、行わないこととする。

令和五年一月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年一月二十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年一月二十日

埼玉県川越県土整備事務所長 落 合 誠

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 川越越生線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
川越市かし野台一丁目一番二 地先から同市かし野台一丁目 一番二地先まで		区 間
一九・五七〇 一九・六六	一六・二二〇 一七・四二	敷地の幅員 (メートル)
一七・三七		延長 (メートル)
交差点整備事業による。		備考

告 示

埼玉県教委告示第三号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和五年一月二十日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

一 日時

令和五年一月二十六日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

当面する教育関係諸問題について

告示

埼玉県内水面漁場管理委員会告示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十四条第五項に準用する第六十七条第二項の規定により、漁場計画を定めることに関し、利害関係人の意見を聴くため、次のとおり公聴会を開催する。

令和五年一月二十日

埼玉県内水面漁場管理委員会会長 岡 本 信 明

一 開催期日

令和五年二月七日 午後一時三十分

二 開催場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目一番四号

埼玉会館 四A会議室

三 案件

イ 公示番号 群馬県共第七号

(1) 免許の内容たるべき事項

(一) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第五種共同漁業	あゆ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	ます漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	(やまめ、いわなを含む。)	
	こい漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	ふな漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	うぐい漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	おいかわ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	わかさぎ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(二) 漁場の位置

藤岡市、多野郡神流町、埼玉県児玉郡神川町、埼玉県秩父市

(三) 漁場の区域

次の基点第十九号と基点第二十号を結んだ線から基点第二十一号と基点第二十二号を結んだ線（渡戸橋下流端）までの神流川及びその支流（三波川、大沢川、鳥羽沢川、柚木沢、安房沢、太田部沢、法久沢）

基点第十九号 多野郡神流町、藤岡市の境界及び国道四六二号との交

点（神流川左岸）

基点第二十号 基点第十九号から二二五度（真方位による。）の線と

対岸との交点（神流川右岸）

基点第二十一号 藤岡市鬼石三〇四番三（神流川左岸）

基点第二十二号 埼玉県児玉郡神川町字姥石川端一〇八二番六番（神流川右岸）

(2) 免許予定日

令和五年九月一日

(3) 関係地区

藤岡市、多野郡神流町、埼玉県児玉郡神川町、埼玉県秩父市

(4) 存続期間

令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで

ロ 公示番号 群馬県共第十一号

(1) 免許の内容たるべき事項

(一) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

漁業の種類 漁業の名称 漁業の時期

第五種共同漁業 こい漁業 一月一日から十二月三十一日まで

ふな漁業 一月一日から十二月三十一日まで

うなぎ漁業 一月一日から十二月三十一日まで

なまぎ漁業 一月一日から十二月三十一日まで

(二) 漁場の位置

館林市、邑楽郡板倉町、邑楽郡明和町、栃木県栃木市、埼玉県加須

市

(三) 漁場の区域

次の基点第三十三号と基点第三十四号を結んだ線（谷田川橋下流端）から上流の谷田川及びその支流（基点第三十五号と基点第三十六号を結んだ線（二ツ橋下流端）から下流の板倉川、基点第三十一号と基点第三十二号を結んだ線（首洗堰下流端）から下流の鶴生田川、楠木川、谷田川導水路）

基点第三十一号 館林市楠町三六〇七番二（鶴生田川左岸）

基点第三十二号 館林市楠町三六〇六番二（鶴生田川右岸）

基点第三十三号 栃木県栃木市藤岡町内野地先（谷田川左岸）

基点第三十四号 栃木県栃木市藤岡町内野地先（谷田川右岸）

基点第三十五号 邑楽郡板倉町板倉大新田三三四五番（板倉川左岸）

基点第三十六号 邑楽郡板倉町板倉大新田三四一八番二七（板倉川

右岸）

(2) 免許予定日

令和五年九月一日

(3) 関係地区

館林市、邑楽郡板倉町、邑楽郡明和町、栃木県栃木市、埼玉県加須市

(4) 存続期間

令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで

ハ 公示番号 千葉県内共第十四号

(1) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	こい漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	ふな漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	うなぎ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(2) 漁場の位置

千葉県野田市、柏市、我孫子市、印西市、印旛郡栄町、成田市及び香取郡神崎町、茨城県古河市、猿島郡五霞町及び境町、坂東市、守谷市、取手市、北相馬郡利根町、稲敷郡河内町並びに稲敷市並びに埼玉県加須市及び久喜市地先

(3) 漁場の区域

次の基点第一号とアの点を結ぶ線から基点第二号とイの点を結ぶ線までの利根川本流の区域（ただし、基点第三号とウの点を結ぶ線から上流の小貝川、基点第四号とエの点を結ぶ線から上流の鬼怒川、基点第五号と基点第六号を結ぶ線から下流の江戸川及び基点第七号と基点第八号を結ぶ線から上流の渡良瀬川の区域を除く。）

基点第一号 千葉県香取市と香取郡神崎町との境界線と利根川右岸との交差点

基点第二号 埼玉県加須市飯積地先の合の川防災ステーションに設置された国土交通省利根川上流河川事務所の河川管理境界標識（利根川左岸）

基点第三号 茨城県北相馬郡利根町羽根野地先の国土交通省キロ杭ゼロ点（小貝川左岸）

基点第四号 茨城県守谷市大木地先の鬼怒川護岸突端（鬼怒川右岸）

基点第五号 茨城県猿島郡五霞町地先の関宿水閘門下流端（江戸川右岸）

基点第六号 茨城県猿島郡五霞町地先の関宿水閘門下流端（江戸川左岸）

基点第七号 埼玉県加須市本郷地先の東武鉄道鉄橋左端橋礎（渡良瀬川右岸）

基点第八号 茨城県古河市中田新田地先の香取神社鳥居右柱（渡良瀬川左岸）

岸)

- ア 基点第一号から三五二度の線と利根川左岸との交差点
- イ 基点第二号から二三〇度の線と利根川右岸との交差点
- ウ 基点第三号から二九二度の線と小貝川右岸との交差点
- エ 基点第四号から六一度の線と鬼怒川左岸との交差点

(4) 条件

茨城県猿島郡五霞町地先の関宿水閘門堰堤上流端から上流五〇メートルの区域においては、網漁具を使用してはならない。

(5) 関係地区

千葉県野田市、柏市、我孫子市、印西市、印旛郡栄町、成田市及び香取郡神崎町、茨城県古河市、猿島郡五霞町及び境町、坂東市、常総市、守谷市、取手市、北相馬郡利根町、稲敷郡河内町並びに稲敷市並びに埼玉県加須市及び久喜市

(6) 存続期間

令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで

備考 (3) 漁場の区域の度数表示については、全て真方位表示とする。

二 公示番号 東京都内共第十一号

(1) 免許の内容たるべき事項

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	しじみ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	えむし漁業	一月一日から十二月三十一日まで
第五種共同漁業	こい漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	ふな漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	うなぎ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(二) 漁場の位置

江戸川区及び葛飾区の各地先、埼玉県三郷市、吉川市、北葛飾郡松伏町、同郡杉戸町、春日部市及び幸手市の各地先、千葉県浦安市、市川市、松戸市、流山市及び野田市の各地先、茨城県猿島郡五霞町地先

(三) 漁場の区域

次の基点第二十八号と基点第二十九号とを結ぶ線から基点第三十号と基点第三十一号とを結ぶ線までの江戸川の本流、基点第三十二号と基点第三十三号とを結ぶ線より上流の旧江戸川の区域及び千葉県野田市関宿町地先の江戸川左岸の高水敷内から江戸川の本流に流入する水路の各区域

基点第二十八号 千葉県市川市稲荷木行徳可動堰上流端（江戸川左岸）
基点第二十九号 千葉県市川市河原行徳可動堰上流端（江戸川右岸）
基点第三十号 茨城県猿島郡五霞町関宿水閘門下流端（江戸川左岸）
基点第三十一号 茨城県猿島郡五霞町関宿水閘門下流端（江戸川右岸）
基点第三十二号 千葉県浦安市富士見三丁目東京電力送電線鉄塔（旧江戸川左岸）
戸川左岸）
基点第三十三号 江戸川区南葛西七丁目旧向卯水門跡（旧江戸川右岸）

(2) 制限又は条件

茨城県猿島郡五霞町の関宿水閘門堰堤下流端から下流百メートルの区域においては、網漁具の使用をしてはならない。

(3) 免許予定日

令和五年九月一日

(4) 申請期間

令和五年五月一日から同年六月三十日まで

(5) 関係地区

墨田区、江東区、北区、荒川区、足立区、葛飾区及び江戸川区、埼玉県三郷市、幸手市、吉川市、北葛飾郡杉戸町、同郡松伏町及び春日部市、千葉県市川市、松戸市、野田市、流山市及び浦安市、茨城県猿島郡五霞町

(6) 存続期間

令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで

四 公述に関する事項

イ 公述人の範囲

漁業権者、漁業権漁業の経営者、その他利害関係のある者（団体又は機関にあっては、一団体又は一機関につき二人以内とする。）

ロ 公述時間

一人五分以内

ハ 公述の申出

公聴会において意見を述べようとする者は、次のとおりあらかじめ書面により申し出てください。

(1) 提出期日

令和五年一月三十一日

(2) 提出先

埼玉県内水面漁場管理委員会（〒330-1930 埼玉県さいたま市浦

和区高砂三丁目十五番一号 埼玉県農林部生産振興課内)

(3) 提出内容

住所、氏名、連絡先(電話等)